

重要なご案内

本項では、法令等を編集して収録している。従って、最終的には法令等の原文を確認していただきたい。

《目 次》

第 1 部 審査事務規程の改正概要

- 1 第 63 次改正 (令和 7 年 3 月 13 日改正／令和 7 年 4 月 1 日施行) 2
- 2 第 64 次改正 (令和 7 年 7 月 23 日改正／令和 7 年 7 月 31 日施行) 4
- 3 第 66 次改正 (令和 7 年 9 月 26 日改正／令和 7 年 9 月 30 日施行) 15
- 4 第 68 次改正 (令和 7 年 12 月 23 日改正／令和 8 年 1 月 5 日施行) 16

第 2 部 新規登録時における自動車部品の取扱緩和…18

第 3 部 保安基準適合性の判断方法について

- 1 本資料の目的 23
- 2 指定工場が行う検査に係る主な法令と関係性 23
- 3 保安基準適合性の判定フロー 26
- 4 実例による保安基準適合性の判断 27

①軽合金製ホイール「DOTマーク」も適合に！

1. JWL 及び JWL-T マークはもちろんのこと、SAE J2530 マークについても保安基準に適合とされているところである。
2. 今回新たに、FMVSS (米国連邦自動車安全基準) 110 又は 120 に基づき、ホイール製作者が軽合金性ホイールに表示した DOT マークも基準適合であるとした。
3. 適合する表示は次のとおり。

① DOT ② DOT-T ④ T-DOT ⑤ DOT-E

4. DOT とは、アメリカ合衆国運輸省 (United States Department of Transportation) の略称であり、USDOT^{*}と表示されることもある。また、「Department」は部門、「Transportation」は交通の意。DOT マークは、アメリカ合衆国運輸省が定めた安全基準に適合した製品に付与されるマークであり、ホイールのほか、タイヤやヘルメットなどに記載されている。

^{*} 今回の改正では上記①～④の表示が適合とされ、「USDOT」の表示では保安基準への適合性を判断することはできない。

➡適用される自動車は？

1. 製作年月日、用途、乗車定員及び車両総重量の大小を問わず、全ての自動車において DOT マーク付きの軽合金性ホイールは基準適合とされる。

②「ガス容器等再試験結果証明書」の有効期間が1年2月に延長

1. 継続検査が有効期間満了日の2月前から可能になったことに伴い、LPG を除く高圧ガスを燃料とする自動車の検査時に必要となる「ガス容器等再試験結果証明書」の有効期間が、1年2月に延長された。

2. なお、有効期間は改正により1年2月とされたが、改正前の「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の1年1月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に1月を加算した日に読み換えて判断することができる。

③ 「車両後退通報装置」性能要件緩和

1. 審査事務規程第56次改正により、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものとして、新たに「車両後退通報装置」(通称:バックアラーム)の基準が新設されたところである。
2. その性能要件のひとつに「車両後退通報装置の通報音発生装置が、完全に覆われていないこと」と規定されていたが、改正により「車両後退通報装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられている」ものであればよいとされた。

④ 並行輸入車の製作年月日分かり易く

1. 並行輸入車、特にヴィンテージカーの製作年月日について、初度登録年月で判断すると、実際の製作年月日と大きくずれていることがある。
2. 改正により、備考欄に記録・記載されている「保安基準適用年月日」を、「製作年月日」として取扱うことができることとなった。



◆これで旧車も安心◆

■本書について

審査規程第 69 次改正（令和 8 年 1 月 1 日）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については公論出版発行の法令集「保安基準と審査事務規程〔原文〕」などで確認してください。

審査規程は、令和 8 年 1 月 1 日施行の第 69 次改正までを収録しています。このため、審査規程第 70 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正内容の概要を掲載していく予定です。

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。

〔除外自動車〕

◎小型二輪自動車及び軽二輪自動車

※公論出版発行の「二輪自動車検査ハンドブック」参照。

◎三輪自動車

◎カタピラ及びそりを有する軽自動車

◎最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車

◎最高速度 20km/h 未満の自動車

◎幅 0.8m 以下の自動車

また、製作時期については、平成元年以降の自動車を対象としています。昭和以前の自動車については、公論出版発行の「自動車検査ハンドブック～昭和編～」をご覧ください。

■目次

最近の主な審査事務規程の改正	10
----------------	----

第1章

テスト等による機能維持確認

1. かし取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）	15
2. 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）	16
3. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	22
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計又は音量計）	24
▪ 別添9 近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）	36
▪ 別添10 近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）	42
5. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	48
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	50
▪ 別添11 無負荷急加速時に排出される 排出ガスの光吸収係数の測定方法	54
▪ 別添12 無負荷急加速黒煙の測定方法	57
7. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）	60
▪ 整備工場における平成10年9月1日以降 製作車の前照灯検査の取扱いについて（通達）	73
8. 灯火器の灯光色（色度座標測定機器）	79
▪ 測定機器による灯光の色の測定方法	79
9. 警音器の音の大きさ（騒音計又は音量計）	87
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	90
11. サイレンの音の大きさ（騒音計又は音量計）	91
12. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し （検査用スキャンツール）	92
13. 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）	97

第Ⅱ章 保安基準 / 審査事務規程

総則

第1条 / 1-3 用語の定義	99
第1条の2 / 1-5 燃料の規格	125
第1条の3 / 4-18 破壊試験	125

大きさ関係

第2条 / 8-2 長さ、幅及び高さ	129
第3条 / 8-3 最低地上高	136
第4条 / 8-4 車両総重量	142
第4条の2 / 8-5 軸重及び輪荷重	143
第5条 / 8-6 安定性	145
第6条 / 8-7 最小回転半径	147
第7条 / 8-8 接地部及び接地圧	149

原動機・シャシ関係

第8条 / 8-9 原動機及び動力伝達装置	150
第8条 / 8-10 速度抑制装置 (スピードリミッタ)	155
第8条 / 8-10 の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置	160
第9条 / 8-11 走行装置	162
第10条 / 8-12 操縦装置	170
第11条 / 8-13 かじ取装置	176
第11条の2 / 8-14 施錠装置	180
第11条の2 / 8-14 の2 イモビライザ	180
第12条 / 8-15 トラック・バスの制動装置	181
第12条 / 8-16 乗用車の制動装置	191
第12条 / 8-18 大型特殊自動車の制動装置	193
第12条 / 8-19 被牽引自動車の制動装置	194
第12条 / 8-20 衝突被害軽減制動制御装置 (自動ブレーキ)	197
第13条 / 8-21 連結車両の制動装置	200

第14条／8-22	緩衝装置	204
第15条／8-23	燃料装置	206
第17条／8-25	高圧ガスの燃料装置	209
▪	継続検査とガス容器等再試験（編集部）	223
▪	容器再検査の期間（容器保安規則 抜粋）	233
第17条の2／8-26	電気装置	235
第17条の2／8-27	サイバーセキュリティシステム	239
第17条の2／8-27の2	プログラム等改変システム	240

車体関係

第18条／8-28	車枠及び車体	241
第18条／8-29～34	車枠及び車体（衝突時の保護性能）	262
第18条／8-35	車枠及び車体（車体表示）	264
第18条の2／8-36	巻込防止装置	268
第18条の2／8-37	突入防止装置	275
第18条の2／8-38	前部潜り込み防止装置	303
第19条／8-39	連結装置	308

室内関係

第20条／8-40	乗車装置	309
第21条／8-41	座席（運転者席）	312
第22条／8-42	座席	324
第22条の2／8-43	補助座席定員	333
第22条の3／8-44	座席ベルト	334
第22条の3／8-45	座席ベルト非装着時警報装置	341
第22条の4／8-46	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	345
第22条の5／8-47	年少者用補助乗車装置	347
第23条／8-48	通路	352
第24条／8-49	立席	354
第25条／8-50	乗降口	355
第26条／8-51	非常口	361

第 27 条／ 8 - 52	物品積載装置	—————	364
第 28 条／ 8 - 53	高圧ガス運送装置	—————	377
第 29 条／ 8 - 54	窓ガラス	—————	378
第 29 条／ 8 - 55	窓ガラス（貼付物等）	—————	386

騒音・排出ガス関係

第 30 条／ 8 - 56	騒音防止装置	—————	404
第 31 条／ 8 - 57・58	排出ガス発散防止装置（性能）	—————	418
第 31 条／ 8 - 59	排出ガス発散防止装置（機能維持）	—————	419
第 31 条／ 8 - 60～62	排出ガス発散防止装置（各種装置）	—————	422
第 31 条／ 8 - 63	排出ガス発散防止装置（排気管）	—————	424
第 31 条の 2／ 8 - 64	窒素酸化物排出自動車等の特例	—————	429

灯火関係

第 32 条／ 8 - 65	走行用前照灯	—————	446
第 32 条／ 8 - 66	すれ違い用前照灯	—————	449
第 32 条／ 8 - 67	配光可変型前照灯	—————	453
第 32 条／ 8 - 68	前照灯照射方向調節装置	—————	457
第 32 条／ 8 - 69	前照灯洗浄器	—————	457
第 33 条／ 8 - 70	前部雾灯	—————	458
第 33 条／ 8 - 71	前部雾灯照射方向調節装置	—————	462
第 33 条の 2／ 8 - 72	側方照射灯	—————	462
第 33 条の 3／ 8 - 73	低速走行時側方照射灯	—————	465
第 34 条／ 8 - 74	車幅灯	—————	467
第 34 条の 2／ 8 - 75	前部上側端灯	—————	473
第 34 条の 3／ 8 - 76	昼間走行灯	—————	476
第 35 条／ 8 - 77	前部反射器	—————	479
第 35 条の 2／ 8 - 78	側方灯	—————	481
第 35 条の 2／ 8 - 79	側方反射器	—————	489
第 36 条／ 8 - 80	番号灯	—————	496
第 37 条／ 8 - 81	尾灯	—————	497

第 37 条の 2 / 8 - 82	後部霧灯	500
第 37 条の 3 / 8 - 83	駐車灯	503
第 37 条の 4 / 8 - 84	後部上側端灯	506
第 38 条 / 8 - 85	後部反射器	509
第 38 条の 2 / 8 - 86	大型後部反射器	511
第 38 条の 3 / 8 - 87	再帰反射材	516
第 39 条 / 8 - 88	制動灯	525
第 39 条の 2 / 8 - 89	補助制動灯	530
第 40 条 / 8 - 90	後退灯	535
第 41 条 / 8 - 91	方向指示器	541
第 41 条の 2 / 8 - 92	補助方向指示器	553
第 41 条の 3 / 8 - 93	非常点滅表示灯	554
第 41 条の 4 / 8 - 94	緊急制動表示灯	558
第 41 条の 5 / 8 - 95	後面衝突警告表示灯	559
第 42 条 / 8 - 96	その他の灯火等の制限	559
▪ 別添 13	灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	573
▪ 第 32 ~ 41 条	灯火等の性能と取付に関する共通基準	587
▪ 路肩灯		590
▪ 灯火の光度測定例 (編集部)		592

警音器・後写鏡・速度計 他

第 43 条 / 8 - 97	警音器	594
第 43 条の 2 / 8 - 98	非常信号用具	595
第 43 条の 3 / 8 - 99	警告反射板	596
第 43 条の 4 / 8 - 100	停止表示器材	596
第 43 条の 5 / 8 - 101	盗難発生警報装置	597
第 43 条の 6 / 8 - 102	車線逸脱警報装置	598
第 43 条の 7 / 8 - 103	車両接近通報装置	600
第 43 条の 8 / 8 - 104	事故自動緊急通報装置	601
第 43 条の 9 / 8 - 105	側方衝突警報装置	602

第 43 条の 10 / 8 - 105 の 2	車両後退通報装置	604
第 44 条 / 8 - 106	後写鏡等	607
第 44 条 / 8 - 107	直前及び側方の視界（直前直左鏡）	613
第 44 条の 2 / 8 - 108	後退時車両直後確認装置	625
第 45 条 / 8 - 109	窓ふき器等	630
第 46 条 / 8 - 110	速度計等	631
第 46 条の 2 / 8 - 110 の 2	事故情報計測・記録装置	633
第 47 条 / 8 - 111	消火器	635
第 47 条の 2 / 8 - 112	内圧容器	637
第 48 条 / 8 - 113	自動運行装置	638
第 48 条の 2 / 8 - 114	運行記録計	640
第 48 条の 3 / 8 - 115	速度表示装置	641
第 49 条 / 8 - 116	緊急自動車	643
第 49 条の 2 / 8 - 117	道路維持作業用自動車	644
第 49 条の 3 / 8 - 118	自主防犯活動用自動車	644
第 50 条 / 8 - 119	旅客自動車運送事業用自動車	645
第 50 条の 2 / 8 - 120	ガス運送容器を備える自動車等	656
第 51 条 / 8 - 121	火薬類を運送する自動車	659
第 52 条 / 8 - 122	危険物を運送する自動車	661
第 53 条 / 8 - 123	乗車定員	663
第 53 条 / 8 - 124	最大積載量	665
第 54 条 / 8 - 125	臨時乗車定員	667
第 55 条	基準の緩和	667

第三章

関係法令

1.	自動車部品を装着した場合の取扱い	670
2.	不適切な補修等（保安基準に適合しない補修等）	679
3.	自動車登録番号標等の表示位置及び方法について	682
4.	自動車検査場における秩序維持等	688
5.	車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）	692

6. 製作年月日	693
7. 自動車検査時の書面の提出又は提示	694
8. 特種用途自動車の審査	697
9. 自動車検査証等の記載・記録事項	701
10. 用途区分通達	710
11. 関東1都3県PM排出規制	713
12. 兵庫県NO _x ・PM排出規制	716
13. 排出ガス規制の識別記号	717
14. 保適が交付できる中古新規&予備検査	732
15. 自動車の種別	732
16. 特定整備事業の対象自動車	734
17. 点検基準と検査証有効期間	735
18. シビアコンディションの判定例	738
■索引	739

※令和5年版まで収録していた「タイヤの適用リム・負荷能力」及び「横滑り量の例外的取扱い車両一覧」については、新たに「自動車検査ハンドブック別冊 技術情報」に収録している。

最近の主な審査事務規程の改正

※令和7年版自動車検査ハンドブック発刊後の改正（第63～69次改正）については、口絵参照。*第65・67・69次改正は省略

■ 第59次改正（令和6年9月20日改正／令和6年10月1日施行）

1. 『車載式燃料・電力消費等測定装置』 装備義務化

次に掲げる自動車を除く自動車に、車載式燃料・電力消費等測定装置を備えること、とされた。

- ①大型特殊自動車
- ②被牽引自動車
- ③輸入自動車特別取扱自動車（PHP）
- ④指定自動車等以外の自動車
- ⑤輸入された二輪自動車及び側車付二輪自動車
- ⑥令和6年9月30日（輸入自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車は令和8年9月30日）以前に製作された自動車

2. 『アンサーバック機能を有する灯火』とは？定義変更

アンサーバック機能を有する灯火とは、作動時間が3秒以下であることなど定義が変更された。

3. 『再帰反射材』 装備要件緩和

被牽引自動車の前面に、白色の再帰反射材を備えることができることとなった。

4. 『車室外乗降支援灯』 基準新設

「車室外乗降支援灯」とは、乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火であると定義され、基準が7-96「その他の灯火等の制限」において規定された。

5. 『OBD 検査時の特例措置』 追加

OBD 検査用サーバの障害時等は特例措置として、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテルの表示状況を確認する方法でもよいとされた。

第27条

物品積載装置

▷審査規程8-52、細目告示第193条。

※改造等による変更のない使用過程車は、この項に掲げる基準にかかわらず、著しく損傷している荷台その他の物品積載装置でなければよい。

■性能に関する要件

◎自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

◇損傷

◎著しく損傷している荷台、その他の物品積載装置。

◇土砂等運搬車の容積比（ベッセル比）

◎専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台（傾斜するものに限る*1）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積で除した数値が、次に掲げる数値未満のもの。ただし、荷台の容積の算出に当たり、 0.1m^3 未満は切り捨てるものとする。

- 軽自動車及び小型自動車… $1.3\text{t}/\text{m}^3$
- 普通自動車及び土砂等運搬大型自動車*2… $1.5\text{t}/\text{m}^3$

*1：土砂等運搬大型自動車にはこの括弧内の規定は適用しない

*2：「土砂等運搬大型自動車」とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条に規定するもので、専ら砂利、土砂の運搬に用い、車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上のものをいう。

◇土砂等運搬車のさし枠取付金具禁止

◎専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台（傾斜するものに限る*1）であって、さし枠を取付けるための金具またはこれに類する構造・装置を有するもの。

※平成29年3月31日以前に製作された自動車については、上記の代わりに次の枠内の基準を適用する。

◎土砂の運搬に用いる自動車の荷台（傾斜するものに限る*1）であって、さし枠の取付金具を有するもの。

*1：土砂等運搬大型自動車には括弧内の規定は適用しない

◇土砂等運搬車の高焔禁止

◎専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって、後焔、側焔等の荷台（傾斜するものに限る*1）の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次の①から③に掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

*1：土砂等運搬大型自動車には括弧内の規定は適用しない

※平成27年12月31日以前に製作された自動車については、このただし書きの基準は適用しない。

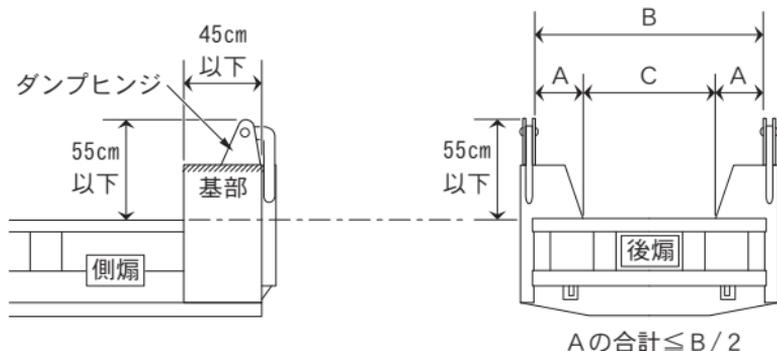
①ダンプヒンジ（側焔の後部に取付ける後焔固定用金具）及びその基部並びに後焔であって次の要件を満足するもの。

- ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定（溶接しろを含む）して45cm以下のもの。
- 側焔上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが55cm以下のもの。
- 後焔両端のダンプヒンジ取付部分であって、側焔と同一の高さの後焔の中央部よりも高い部分の幅の合計が後焔全体の幅の2分の1を超えないもの。

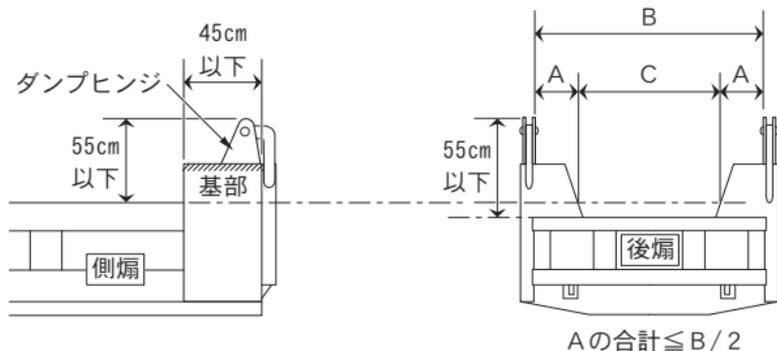
ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあっては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の2分の1を超えないもの。

- 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から55cm以下のもの

《後煽の中央部と側煽の中央部の高さが同じ場合》



《後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合》



- A: 側煽より高い部分
- B: 後煽全体の幅
- C: 側煽と同一高さの部分

【ダンプヒンジ】

②積載物飛散防止装置であって、次表〔積載物飛散防止装置の要件〕の1から5の要件を満足するもの。

ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない、または当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、1から4の要件を満足するものであればよい。

※平成29年3月31日以前に製作された自動車については、次の1～2の要件を満たすものであればよい。

〔積載物飛散防止装置の要件〕

1	布またはビニール製のシートを取付けたものであること。
2	木製、金属製またはゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。
3	車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。 ※後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「直角」と読み替える。
4	固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。
5	必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表〔積載物飛散防止装置の強度判定〕に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。

[積載物飛散防止装置の強度判定(土砂等運搬大型自動車を除く)]

	部位	図中	条件		
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	a	直径または幅4cm以下		
2	中枠（水平以外）及び補強材	b	直径または幅5cm以下		
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く） ◎煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあつては、当該外枠（図1-1） ◎煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であつて次に掲げるもの ①煽側面に備えるものにあつては、当該外枠（図1-2） ②煽上方に備えるものにあつては、当該外枠 ◎煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図2-1） ◎煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図2-2）	c	20cm以上（※1）		
4	煽上面から上方30cmまでの間（図	d	25cm以上（※1）		
5	中範囲A)			B-B断面	3本以下（※1）
6				D-D断面	（※2）
	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く）				
	煽上面と平行方向幅25cmまでの断面における枠材の数				
	煽上面から垂直方向幅30cmまでの断面における枠材の数				

7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径10cmまでの円の範囲にある取付部位	E	1から6までに規定する条件は適用除外
---	--	---	--------------------

※1：外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が1cm以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。

※2：近接又は隣接する複数の枠材の直径もしくは幅の合計が4cm以下のものにあつては、これを1本として数える。

[積載物飛散防止装置の強度判定（土砂等運搬大型自動車）]

	部位	図中	条件
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	a	直径または幅4cm以下（※1）
2	中枠（水平以外）及び補強材	b	直径または幅8cm以下
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） ◎煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあつては、当該外枠（図1-1） ◎煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であつて次に掲げるもの ①煽側面に備えるものにあつては、当該外枠（図1-2） ②煽上方に備えるものにあつては、当該外枠 ◎煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠（図2-1）	c	40cm以上（※2）

	◎煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにおいて、下段の外枠 (図2-2)			
4	煽上面から上方60cmまでの間 (図中範囲A)	垂直方向の各枠間の内法間隔 (外枠と隣接する中枠の間隔を除く)	d	50cm以上 (※2)
5		煽上面と平行方向幅50cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	B-B 断面	3本以下 (※2) (※3)
6		煽上面から垂直方向幅60cmまでの断面における枠材及び枠間を結ぶ補強材材の数	D-D 断面	
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径10cmまでの円の範囲にある取付部位		E	1から6までに規定する条件は適用除外

- ※1：煽上面と煽上面直上の外枠下縁の間隔 (下図e) が20cmを超える場合においては、当該外枠は「直径又は幅4cm以下」を「直径又は幅8cm以下」に読み替えることができる。
- ※2：外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が1cm以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。
- ※3：近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が4cm以下のものにおいては、これを1本として数える。

自動車検査ハンドブック
ワイド
令和8年版

■発行日 令和8年4月1日

■定 価 2,310円 (税込み)

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5731



管理用コード